

広島市立リハビリテーション病院テレビ等レンタルシステム
設置運営事業公募型プロポーザル募集要項

平成29年（2017年）12月4日

広島市立リハビリテーション病院 事務室

1 目的

広島市立リハビリテーション病院（以下「病院」という。）では、入院患者のアメニティの向上と病院の経費削減を図るため、専門業者がテレビ、床頭台等を患者に提供するレンタルシステム（以下「レンタルシステム」という。）を導入している。

現在のレンタルシステムについては、平成29年度末をもって契約期間を満了することから、新たにレンタルシステムを導入する必要がある。

導入にあたっては、専門事業者のアイデアやノウハウを活用し、病院に最も適したレンタルシステムとするため、公募型プロポーザル方式により設置運営事業者を公平かつ公正に選定する。

2 事業の概要

(1) 事業名

広島市立リハビリテーション病院テレビ等レンタルシステム設置運営事業

(2) 事業内容

病院内におけるテレビ等レンタルシステムの設置運営

(3) 契約期間

契約を締結した日から平成31年3月31日までとし、契約期間満了日の3ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとする。

ただし、平成38年3月31日をもって契約満了とし、以後、更新しない。

(4) 設置運営開始日

平成30年4月1日

3 病院の概要

(1) 名称及び所在地

広島市立リハビリテーション病院（広島市安佐南区伴南一丁目39番1号）

(2) 病床数

100床

(3) 入院患者数（平成28年度実績）

延べ34,821人（1日当たり96.5人）

4 担当課

〒731-3168

広島市安佐南区伴南一丁目39番1号

広島市立リハビリテーション病院 事務室

TEL 082-849-2803

FAX 082-849-2804

電子メール riha-hosp@hcho.jp

5 設置運営の条件

テレビ、床頭台等の機器の台数及び仕様、利用料金、管理経費率並びにメンテナンス体制等の設置運営の条件は、仕様書のとおり。

6 費用負担

レンタルシステムの設置等整備に係る諸費用のうち、設置運営事業者の負担は仕様書のとおり。

7 全体スケジュール

平成29年	12月	4日(月)	公示
平成29年	12月	11日(月)	現地見学申込期限
平成29年	12月	22日(金)	参加申込書及び質問書提出期限
平成30年	1月	9日(火)	提案書提出期限
平成30年	1月	22日(月)	選考審査会(機器の展示及びプレゼンテーション)
平成30年	1月	下旬	契約締結

8 参加申込

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式1) 1部
- イ 添付書類 各1部
 - (ア) 定款
 - (イ) 登記事項証明書又は登記簿謄本
 - (ウ) 過去3か年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等に関する資料)
 - (エ) 会社概要(設立趣旨、事業内容、従業員数、資本の額その他経営規模など会社の概要がわかるもの)
 - (オ) 他の病院でのレンタルシステムの契約実績(100床以上3年間以上の実績)がわかるもの(契約書の写し等)
 - (カ) 広島市以外の地方公共団体において、物品その他役務の提供に係る競争入札参加資格を有することがわかるもの(広島市物品その他役務の提供の競争入札参加資格者として、「20-02コンピュータ機器以外の機械器具」で認定されている者については提出不要)
 - (キ) 誓約書(様式2)
 - (ク) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(3か月以内に発行されたもの)

(2) 提出期間

公示日から平成29年12月22日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

事務室(上記4に同じ。)

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(5) 結果通知

提出された参加申込書により資格確認審査を行い、参加資格確認結果通知書を送付する。

9 現地見学会

参加申込書を提出した者を対象に現地見学会を行うため、見学希望者は次により見学申込書（様式3）を提出すること。

(1) 申込期間

公示日から平成29年12月11日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

事務室（上記4に同じ。）

(3) 提出方法

次のいずれかの方法による。

ア 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

ウ 電子メール（添付ファイルとして送信し、送信後に電話にて到達確認を行うこと。）

(4) 現地見学会実施日程

希望者に別途連絡する。なお、当日は見学のみ行うこととし、質問がある場合は「10 質問の受付及び回答」により行うこととする。

10 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

上記8(2)に同じ。

(2) 受付場所

事務室（上記4に同じ。）

(3) 提出方法

質問書（様式4）を前記(2)へ電子メールの添付ファイルとして送信し、送信後に電話にて到達確認を行うこと。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、病院機構のホームページへ掲載する。

11 提案書の提出

(1) 提案書（様式5）

提案者名（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

(3) 提出期間

参加申込書（様式1）を提出した日から平成30年1月9日（火）までの、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、平成29年12月29日か

ら平成30年1月3日までの期間を除く。

(4) 提出場所

事務室（上記4に同じ。）

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

12 審査方法

(1) 提案書の審査は、広島市立リハビリテーション病院テレビ等レンタルシステム設置運営事業公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査委員

- ・ 広島市立リハビリテーション病院長
- ・ 広島市立リハビリテーション病院 副院長
- ・ 広島市立リハビリテーション病院 事務長
- ・ 広島市立リハビリテーション病院 総看護師長
- ・ 広島市立リハビリテーション病院 1階病棟看護師長
- ・ 広島市立リハビリテーション病院 2階病棟看護師長
- ・ 本部事務局 経営管理課長
- ・ 本部事務局 契約課長

(3) プレゼンテーション日程等

ア 日時

平成30年1月22日（月）午後1時から午後5時まで。

ただし、参加申込者数により前後する場合がある。

イ 場所

広島市立リハビリテーション病院2階研修室

ウ 次第

- ・ 事務室からの説明
- ・ 提案書による提案（1提案20分以内）
- ・ 質疑応答
- ・ 提案者退場
- ・ 審査

エ その他

プレゼンテーションの際に備品等（パソコン、プロジェクター等）を使用するときは、事前に事務室に連絡し、提案者が準備すること。

(4) 審査基準

広島市立リハビリテーション病院テレビ等レンタルシステム設置運営事業評価票のとおり。

(5) 受託候補者の選定

ア 選考審査会において、機器の展示及びプレゼンテーションによる審査を行う。展示する機器は床頭台（小）、テレビ及び冷蔵庫とする。

ただし、応募参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備があ

る者のいずれかに該当する場合は、機器の展示及びプレゼンテーションによる審査の対象から除外する。

なお、応募参加資格を満たした者が1者であったときは、機器の展示及びプレゼンテーションによる審査を実施しない場合がある。

イ 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を受託候補者として選定する。

ウ 得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合は、くじにより決定する。

13 審査結果の通知

(1) 受託候補者を選定した後は、速やかに、応募者にその結果（応募者の自己の得点及び受託候補者の商号・得点）を参加表明書に記載された連絡先へ電子メールにより通知する。

(2) 受託候補者を選定した後は、速やかに、応募者全員の商号及び得点（審査項目毎の得点）を公表する。

14 契約の方法

(1) 契約の締結

受託候補者は広島市立リハビリテーション病院テレビ等レンタルシステム設置運営事業に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が調った場合は契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。

(2) 契約締結日

平成30年1月下旬

(3) 履行開始

平成30年4月1日

(4) 契約の条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

15 その他

(1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 必要な資格を有しない者及び提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した提案書は無効とする。

(3) 参加申込書及び提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された参加申込書及び提案書は、添付書類を含め返却しない。

(5) 参加申込書及び提案書は提出期限後においては、差換え、再提出ができない。参加申込書及び提案書に虚偽の記載等の不正行為があった場合は、失格等の措置を講じる場合がある。

(6) 提出された参加申込書及び提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者

の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。